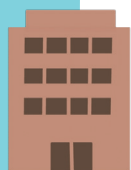




しょうがいふくし せいど
障害福祉サービス制度

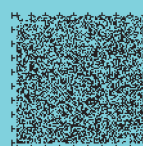
かんたん りよう 利用ガイド



じゅきゅうしゃしょう う と みな
受給者証を受け取った皆さまへ

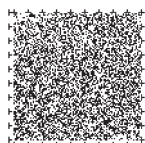
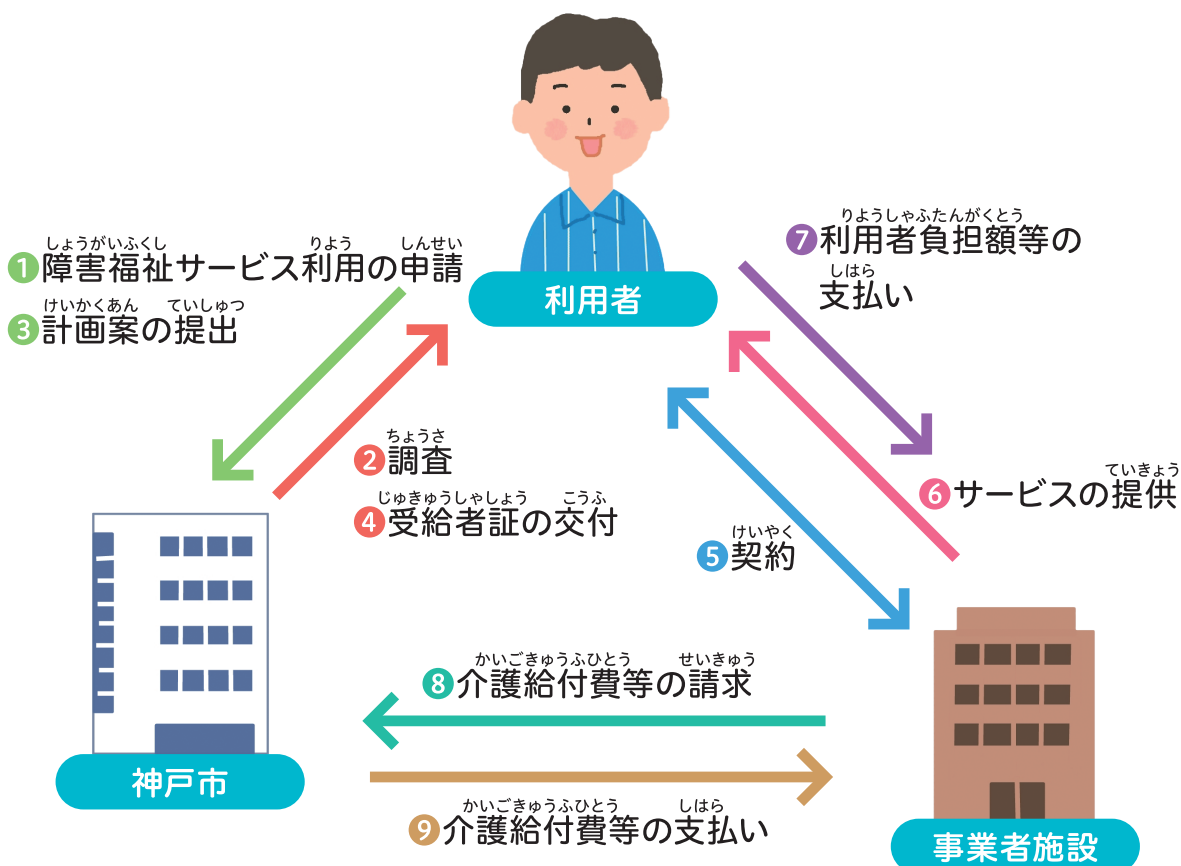
しょうがいじにゆうしよしえん
障害児入所支援、
しょうがいじつうしよ し えん のぞ
障害児通所支援は除きます。

※これはスマートフォンに
たいおう おんせい
対応した音声コードです。



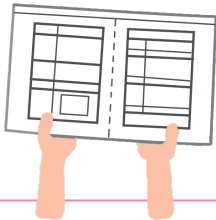
福祉サービス制度のしくみ

- 皆^{みな}さ^じま^{しん}自^じ身^{しん}が、事^じ業^{ぎやう}者^{しや}や施^し設^{せつ}と契^{けい}約^{やく}を結^{むす}ん^でサ^りー^{りやう}ビ^ひスを利用^{りよう}し、そのサ^りー^{りやう}ビ^ひスにか^ひか^いつ^ごた^ぎう^ふフ^ひの^ひ一^い部^ぶを市^しが「介^{かい}護^ご給^き付^ふ費^ひや訓^く練^{れん}等^{とう}給^き付^ふ費^ひ等^{とう}」(以^い下^か「介^{かい}護^ご給^き付^ふ費^ひ等^{とう}」と^ちい^よく^く直^ち接^{せつ}事^じ業^{ぎやう}者^{しや}等^{とう}に^しは^ら支^し払^{はら}い^{ます}。
- 介^{かい}護^ご給^き付^ふ費^ひ等^{とう}は、法^{ほう}律^{りつ}に^より、事^じ業^{ぎやう}者^{しや}等^{とう}が市^しに請^{せい}求^{きゅう}し皆^{みな}さ^じま^{しん}に代^かわ^って受^うけ^と取^とる^ことが認^みめ^られ^てい^ます(代^{だい}理^り受^{じゅ}領^{りやう})。介^{かい}護^ご給^き付^ふ費^ひ等^{とう}の額^{がく}は、事^じ業^{ぎやう}者^{しや}等^{とう}か^ら皆^{みな}さ^じま^{しん}に通^{つう}知^ちし^ます。



サービス利用・手続の流れ

1 受給者証の受け取り



支給が決定すると、市から「受給者証」が交付されます。

※受給者証には有効期限があります。

2 利用の申し込みと契約

受給者証を事業者等に提示して利用を申し込み、契約を結んでください。

契約を結んだときは、事業者等から、その内容について受給者証別冊（障害福祉サービス契約内容等記入表）に記入を受けてください。契約変更時、終了時も同様です。



※サービスの内容・費用・トラブルへの対応など、十分な説明を受けてから契約しましょう。

※短期入所を利用したときは、入退所の都度、利用日等の記入を受けてください。

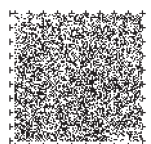
3 サービスの利用



受給者証を提示してサービスを利用します。サービスの利用後は、事業者等が提示する「サービス提供実績記録票」の内容を確認し、署名又は押印してください。施設に入退所するときは、受給者証別冊に施設から記入を受けてください。

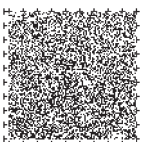
4 利用者負担額等の支払い

利用者負担額、食費等の実費を支払い、領収書等を受け取ってください。



施設や事業者と契約を結ぶときは

- 障害福祉サービス制度で利用できる事業者等について、計画相談支援を利用している方は、特定相談支援事業所にご相談ください。利用していない方は、障害者相談支援センターや区役所（10、11ページ参照）にご相談ください。
- あらかじめ特定相談支援事業所、障害者相談支援センター、区役所を通じて利用する事業者等の調整を行った皆さまは、調整した事業者等に利用を申し込んでください。
- 契約内容は、必ず書面（契約書）により確認してください。
- 「利用者負担上限額管理対象者」の方（受給者証の「利用者負担上限額管理対象者の有無」欄に「有」と記載されている方）が、2つ以上の事業者と利用契約を結ぶ場合は、必ず上限額管理事業者を指定してください。指定の際は、「上限額管理事務依頼届出書」「受給者証」を区役所に提出し、受給者証に上限額管理事業者名の記載をしてもらってください（利用者負担上限月額が4ページ参照）。
- 同一世帯に障害福祉サービスを利用する障害児が2人以上おられ、同一の保護者が支給決定を受けている場合で、その保護者のひと月あたりの利用者負担額合計が利用者負担上限月額に到達すると見込まれる場合は、上限額の管理が必要となりますので、事業者にその旨をご連絡ください。



利用者負担上限月額

サービスを利用したときは、原則としてサービスにかかる費用の一角を負担（利用者負担）していただきます。利用者負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

※利用者負担上限月額は、受給者証に記載されており、毎年更新を行います。

所得区分		認定要件	利用者負担上限月額
①生活保護		生活保護受給世帯又は中国残留邦人支援法に基づく支援給付受給世帯	0円
低所得	②低所得1	市民税非課税世帯であって、かつ障害者又は障害児の保護者の収入が80万9千円以下の方	
	③低所得2	市民税非課税世帯のうち、「②低所得1」に該当しない方	
④一般1		【在宅で、訪問系サービス又は日中活動系サービスを利用する方】	
		市民税課税世帯で、 判定用市民税所得割額※16万円未満の障害者	9,300円
		市民税課税世帯で、 判定用市民税所得割額28万円未満の障害児	4,600円
		市民税課税世帯で、 判定用市民税所得割額28万円未満の20歳未満の施設入所者	9,300円
⑤一般2		市民税課税世帯のうち、「④一般1」に該当しない方	37,200円

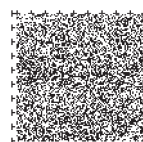
※住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除（ふるさと納税等）適用前の市民税所得割額（平成30年度税制改正前の税率による）から、以下を控除して算出した額です。

・16歳未満の扶養親族一人につき19,800円 ・16歳以上19歳未満の扶養親族一人につき7,200円

◆所得を判断する際の世帯の範囲

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 （施設に入所する18、19歳を除く）	障害のある方とその配偶者
障害児 （施設に入所する18、19歳を含む）	保護者の属する 住民基本台帳での世帯

※生活保護受給世帯は住民基本台帳上の世帯で判断します。



●そのほか、^{しょくひ}食費、^{こうねつすい ひ}光熱水費、^{いりようひ}医療費、^{にちじょうせいかつひ}日常生活費などの^{じっぴ}実費は、^じ自己負担となります。

^{ぐ たいてき}具体的な^{きんがく}金額は、^{けいやく}契約を^{むす}結ぶ^{とき}時に^{し せつ}施設や^{じぎょうしゃとう}事業者等に^{かくにん}ご確認ください。

【例】^{れい}食費（^{しょくひ}施設入所、^{しせつにゆうしょ}通所、^{つうしょ}短期入所等）

^{こうねつすい ひ}光熱水費（^{しせつにゆうしょ}施設入所、^{とう}グループホーム等）

^{や ちん}家賃（^{とう}グループホーム）

^{にちようひん ひ}日用品費（^{しせつにゆうしょ}施設入所、^{とう}グループホーム等）

利用者負担の軽減

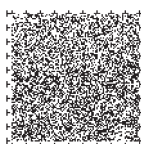
^{いってい}一定の^{ようけん}要件を満たす^み場合、^{ば あい}申請により^{しんせい}利用者負担の^{り ようしゃ ふ たん}軽減を^{けいげん}受ける^うことができます。

※^{しんせい てつづ}申請手続き等^{とう}については^{く やくしょ}区役所へ^とお問い合わせ^あください。

①高額障害福祉サービス等給付費

●^{どういつ}同一^{せ たい}世帯に^{しょうがいふくし}障害福祉サービス^{り よう}を利用する^{かた}方や^{ほ そう ぐ ひ}補装具費^{しきゅう}を支給されて^{かた}いる^{ふくすう}方が^{ば あいとう}複数^{せ たい}いる^{り ようしゃ ふ たんげつがく}場合等で、^{ごうけいがく}世帯の利用者負担月額^{い か}の合計額が^{きじゅんがく}以下の^こ基準額^{ば あい}を超える^こ場合に、^{ぶん}超えた分^{かえ}について^{しょうかんばら}お返し^いします（償還払い）。

所得区分		基準額
生活保護		0円
低所得	低所得1	
	低所得2	
一般1		37,200円
一般2		



※合算の対象となる費用

以下のサービスの利用にかかる利用者負担額（1割負担分）が対象となります。

・介護保険法に基づくサービス

（利用者負担は1割でない場合もあります）

・障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス

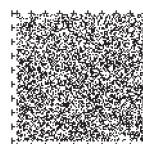
・補装具費

・児童福祉法に基づく「障害児支援（入所・通所）」のサービス

・移動支援のサービス

※高額介護サービス費等により償還された費用は除く。

- 65歳になるまでに5年以上、特定の障害福祉サービスを利用していた方で一定の要件を満たす場合は、介護保険サービスの利用者負担をお返しします（償還払い）。



とくていしょうがいしゃとくべつきゅうふひ ほそくきゅうふ

② 特定障害者特別給付費(補足給付)

- 施設入所者の内、生活保護等受給世帯、又は市民税非課税世帯(20歳未満の場合は全世帯)の方に対し、定率負担や食費等実費を負担しても手元に少なくとも一定額が残るように給付します(20歳未満の入所者の場合には、地域で子どもを養育するために通常要する程度の負担となるように給付します)。

- グループホームに入居されている利用者の内、生活保護等受給世帯又は市民税非課税世帯の方に対し、月額1万円を上限として利用者が支払う家賃(光熱水費、共益費、食材料費、敷金・礼金等は含みません)の一部を給付します。

にゅうきょしゃ やちんほじょ

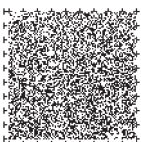
③ グループホーム入居者の家賃補助

こうべし りようしゃ やちんふたんけいげんじぎょう
(神戸市グループホーム利用者家賃負担軽減事業)

- グループホームに入居されている利用者の内、家賃月額が10,000円超の市民税非課税世帯の方に対し、補足給付に加え、家賃月額から10,000円を控除した額の2分の1で、月額15,000円を上限として家賃の一部を助成します。

れい やちんげつがく えん ばあい
【例】家賃月額40,000円の場合

やちん えん 家賃40,000円		
ほそくきゅうふ 補足給付 えん 10,000円	けんし じよせい 県市助成 えん 15,000円	じつぴ ふたん 実費負担 えん 15,000円



④ 通所サービス等利用者の食費に係る負担軽減措置

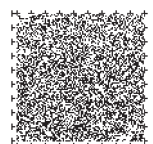
- 生活保護等受給世帯、市民税非課税又は判定用市民税所得割額が16万円（障害児については28万円）未満の世帯の方が、通所サービス・障害児通所支援・短期入所を利用する場合に、食費の実費負担額のうち、人件費相当分を減額します。なお、申請の必要はありません。



⑤ 生活保護への移行防止

- ①～④の負担軽減策を講じても、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで、利用者負担上限月額や（施設入所者の場合）食費等実費負担額を引き下げます。

※負担軽減措置の対象となるかどうかの認定は、区役所に生活保護の申請をされたときに行われます。



こんなときは

つぎ ば あい く やくしよ し
次のような場合は、区役所にお知らせください。

とどけでとう て つづ ひつよう ば あい
※届出等の手続きが必要な場合があります。

- じゅうしよ し めい か
・住所や氏名が変わったとき
- う ひつよう
・サービスを受ける必要がなくなったとき
- りようとう へんこう ひつよう
・サービス量等を変更する必要があるとき
- じゅぎゅうしゃしように
・受給者証をなくしたとき



事業者等のサービス内容に不満があるときは…

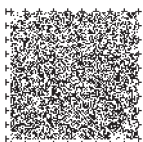
- まず、し せつ じぎょうしゃ はな あ
施設や事業者と話し合ってください。それでもかいけつ
できない
ときは、ひようごけんしゃかいふく し きょうぎかい
兵庫県社会福祉協議会にある「福祉サービス運営適正化委員
かい
会」にご相談 そうだん ください。

でん わ
電話：078-242-6868 FAX：078-271-1709
げつ きん しゆくじつのぞ
月～金（祝日除く）10:00～16:00

ひとりで契約するのが不安なときは…

- こう べ し しゃかいふく し きょうぎかい
神戸市社会福祉協議会にある「こう べ あんしん
あんしん
サポートセンター」にご
相談 そうだん ください。

でん わ
電話：078-271-3740
げつ きん しゆくじつのぞ のぞ
月～金（祝日除く）9:00～17:00（12:00～13:00は除く）

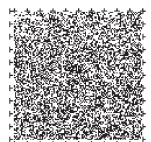


しょうがいしゃ そうだん し えん れんらく さき
障害者相談支援センター連絡先

まどぐちかいせつ じ かん げつ きん しゅくじつ^{のぞ}
 窓口開設時間／月～金(祝日除く) 9:00～19:00

★印のセンターは土日祝日 9:00～17:00も開設しています

名 称	所 在 地	電話・FAX番号			
★おかもと	東灘区西岡本2-25-1	TEL	452-1510	FAX	452-1529
うおざき	東灘区魚崎中町4-10-32魚崎デイサービス内	TEL	451-3760	FAX	451-3761
★ひがしなだ	東灘区魚崎中町4-3-18魚崎中町デイサービス内	TEL	431-5003	FAX	431-5055
★なだ	灘区岩屋北町6-1-4 東部在宅障害者福祉センター内1階	TEL	882-7013	FAX	882-7014
★たちばな	中央区橘通3-4-1 神戸市立総合福祉センター内1階	TEL	367-6651	FAX	351-1660
★いそがみ	中央区磯上通3-1-32 こうべ市民福祉交流センター内	TEL	200-5611	FAX	200-5657
★ひょうご	兵庫区駅南通5-1-1 中部在宅障害者福祉センター内2階	TEL	686-1731	FAX	686-1732
★きた	北区鈴蘭台西町1-26-2	TEL	592-1371	FAX	592-1381
★ほくしん	北区藤原台中町1-2-2エコールリラ1階	TEL	982-1122	FAX	982-1022
たにがみ	北区谷上東町8-21シャトーノールデューII1階	TEL	582-4431	FAX	582-4432
★にしだい	長田区川西通5-101-1	TEL	643-3730	FAX	643-3731
★しんながた	長田区若松町4-2-15ピフレ新長田2階	TEL	611-8860	FAX	611-8861
★きたすま	須磨区中落合2-2-8 ワコーレ須磨名谷ステーションマックス1階	TEL	795-1453	FAX	795-1454
★たかとり	須磨区大田町7-3-15 須磨区障害者地域生活支援拠点内	TEL	739-1292	FAX	739-1293
★たるみ	垂水区本多間7-2-3 西部在宅障害者福祉センター内	TEL	782-6661	FAX	786-0210
たるみみなみ	垂水区日向2-2-4垂水日向ビル3階	TEL	704-3340	FAX	704-4040
★にしこうべ	西区井吹台東町1-1-1西神南センタービル7階	TEL	996-9820	FAX	996-9821
たまつあけぼの	西区曙町1070 総合リハビリテーションセンター内	TEL	927-4171	FAX	927-4172
★ひらのせいしん	西区春日台5-174-10 西区障害者地域生活支援拠点内	TEL	962-5512	FAX	962-5540



く やく しょ れん らく さき
区役所連絡先

まどぐちうけつけ じ かん げつ きん しゅくじつのぞ のぞ
窓口受付時間／月～金(祝日除く)8:45～17:15(12:00～13:00は除く)

名 称	所 在 地	電話・FAX番号	
東灘区保健福祉部 保健福祉課	〒658-8570 東灘区住吉東町5丁目2-1	TEL	841-4131
		FAX	851-9333
灘区保健福祉部 保健福祉課	〒657-8570 灘区桜口町4丁目2-1	TEL	843-7001
		FAX	843-7018
中央区保健福祉部 保健福祉課	〒651-8570 中央区東町115	TEL	335-7511
		FAX	335-7919
兵庫区保健福祉部 保健福祉課	〒652-8570 兵庫区荒田町1丁目21-1	TEL	511-2111
		FAX	521-3455
北区保健福祉部 保健福祉課	〒651-1195 北区鈴蘭台北町1丁目9-1	TEL	593-1111
		FAX	594-0934
北神区役所 保健福祉課	〒651-1302 北区藤原台中町1丁目2-1 北神中央ビル2階・4階	TEL	981-5377
		FAX	984-2334
長田区保健福祉部 保健福祉課	〒653-8570 長田区北町3丁目4-3	TEL	579-2311
		FAX	579-2343
須磨区保健福祉部 保健福祉課	〒654-8570 須磨区大黒町4丁目1-1	TEL	731-4341
		FAX	735-8159
須磨区北須磨支所 保健福祉課	〒654-0154 須磨区中落合2丁目2-5 名谷センタービル5階	TEL	793-1444 793-1335
		FAX	795-1140
垂水区保健福祉部 保健福祉課	〒655-8570 垂水区日向1丁目5-1	TEL	708-5151
		FAX	709-6006
西区保健福祉部 保健福祉課	〒651-2295 西区糺台5丁目4-1	TEL	940-9501
		FAX	990-2521



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

令和5年3月改訂